

令和7年度いばらきグローバルビジネス推進事業 (常陸牛プロモーション(カナダ等))業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度いばらきグローバルビジネス推進事業(常陸牛プロモーション(カナダ等))
業務委託

2 事業目的

常陸牛の安定的な輸出ルートの確立や現地でのプロモーション、幅広い部位の需要創出等を通じて、カナダ等での輸出拡大・ブランド力強化を図る。

3 業務実施期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 業務委託の内容

(1) 輸出体制の強化

① 取組内容

現地インポーターや卸売業者等との交渉や商談を行い、カナダ等への流通や販売体制を確立する。

② 輸出体制の強化に必要な対象経費は、以下のとおりとする。

ア マーケティング調査及びサンプル送付等に係る経費

イ 県外の食肉処理施設の利用に伴う買戻し等に係る経費

ウ 管理運営費(人件費、旅費、事務費等)

(2) 販売促進活動

① 取組内容

ア 現地でのプロモーションの実施

(ア) 主に量販店・レストラン等に向けた現地プロモーションの実施により、常陸牛の魅力を発信し輸出拡大を図る。プロモーションに際しては、日本における独自の和牛の食べ方・料理を併せて提案することで、和牛の需要創出を図る。

(イ) 開催時期や場所、内容については、その都度、県と協議の上、決定する。

(ウ) 常陸牛の取扱いを希望する卸売業者やレストラン関係者には、サンプルを提供し、取扱い開始に向け商談・交渉を行う。

イ 現地での技術支援

(ア) 常陸牛の多様なカット方法等を有する技術者の短期派遣及び日本式スライサーの導入支援を行い、顧客ニーズに幅広く対応できる技術を現地へ浸透させ、常陸牛の活用の幅を広げる。

(イ) 技術者の短期派遣の内容については、量販店や飲食店など業種に合わせたカット方法など必要となる技術支援の内容に応じて、その都度、県と協議の上、決定する。

ウ 海外のインポーター、事業者向けのPR・広報に係るWEBサイト等の整備・更

新や、販促資材の作成・提供を行う。

② 販売促進活動に必要な対象経費は、以下のとおりとする。

ア 現地プロモーションの実施に係る経費

(サンプル代(試作用含む)、会場代、輸送費、関税、人件費、旅費、謝礼等)

イ 技術者の短期派遣に係る経費

ウ 日本式スライサーの設置等に係る経費

エ 販促資材作成に係る経費

オ WEBサイトの整備・更新に係る経費

カ その他、効果的な情報発信を行うために必要な経費

キ 管理運営費(人件費、旅費、事務費等)

(3) 年間事業計画書及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び輸出目標額等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ四半期毎に進捗状況及び輸出の実績を報告すること。

(4) 業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書(上記事業を記録した写真等を含む。)を2部提出すること。

ア 提出期限

業務完了後60日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

5 留意事項

- (1) 個別の事業実施にあたっては、県と事前協議の上、事業実施にあたること。
- (2) 受託者が業務委託の実施により取得した著作権は、県が継承する。
- (3) 受託業務が完了したときは、受託者は委託業務実績報告書1部、成果品を添えて県に提出する。

6 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者は指示にしたがうこととする。
- (2) 本仕様書は、県と受託者が協議の上、必要に応じて改正することができる。